

教育委員任命の同意や補正予算

第三回定例市議会

第三回定例市議会は、九月九日から十九日までの十一日間開かれました。この議会では、教育委員会委員の任命、一般会計補正予算、企業会計の決算認定など議案九件、請願・陳情など四件、報告事項八件が審議され、いずれも原案どおり可決・認定されました。主なものは、次のとおりです。

人事

教育委員会委員の任命

日光市教育委員会委員、金谷太郎氏並びに小口利治氏の任期が、九月三十日に満了するので、その後任として、金谷太郎氏（本町）並びに小平良太郎氏（細尾町）の任命の同意を求めました。任期は四年です。

条例の制定

第三十五回国民体育大会に参加する選手等に対する入湯税の課税免除に関する条例

この条例は、第三十五回国民体育大会（栃の葉国体）に参加する選手、監督、役員、報道員および視察員が、日本体育協会の定めた宿泊料金を宿泊する場合、十月八日から十八日までの期間、入湯税の課税免除を定めたものです。

条例の一部改正

市経営作業道整備事業費補助金交付条例の一部を改正する条例
県の補助金等の名称を定める告

示の一部改正に伴い、本市経営作業道整備事業費補助金の交付率、一〇〇分の六五以内を一〇〇分の七〇以内に引き上げました。

市営住宅管理条例の一部を改正する条例

単身者では入居できなかった市営住宅に、次の場合に限り入居できるように改正されました。

- ▼六十歳（女子は五十歳）以上の者
- ▼身体障害者福祉法の規定により、交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されているもので、障害の程度は建設省令で定める程度であるもの
- ▼生活保護法に規定する被保護者
- ▼戦傷病者特別援護法の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者で、手帳に記載されている身体上の障害の程度が、建設省令で定める程度であるもの

（単身入居について、くわしくは、総務課管財係へおたずねください）

決算の認定

昭和五十四年度リフト事業会計
収益的収入は、一億四千二百十

九万七千五百八十八円で、前年と比較すると三千八百八十三万四千五百円の増収。

補正予算

一般会計

は、百四万五千三百四十円になりました。資本的収入はなく、資本的支出では千六百四十五万五千七百七十七円を要しましたが、これは過年度分損益勘定留保資金で補てん。また、当年度未処分利益剰余金百二十八万七千七百三十九円については、減積積立金五万三千円を積み立て、残額百二十三万四千七百三十九円を翌年度に繰り越しました。

特別会計

小来川歯科診療所開設に伴う診療所改修工事費、業務委託料、備品購入費など千三百三十九万九千円、県単土地改良事業費七百五十万円、市道改良工事費六百三十万円、清滝小学校屋内体育館新築工事費四百三十一万八千円、小来川スケートリンク整備工事費三百万円など総額六千一百一十万円が追加され、一般会計の予算総額は、四十八億六千五百三十九万六千円になりました。

特別会計国民健康保険費

国民健康保険運営協議会委員報酬、国庫返還金二十九万五千円が追加され、予算総額六億七千四百八十五万三千円になりました。

第二リフト休止

昭和五十五年度リフト事業乙種特殊索道事業第二リフト運輸の休止について
環境的条件および事業の効果を

考慮し、本年度も第二リフトを、昭和五十五年十二月一日から昭和五十六年十一月三十日まで休止することになりました。

陳情・請願

- ◆所野小学校施設整備促進に関する請願
- ◆七里地区土地区画整理事業に係る「素案の説明会および縦覧等」に関する中止の陳情（継続審査）
- ◆七里地区土地区画整理事業に関する素案の説明会および縦覧を行わないことを求める陳情（継続審査）

意見書

道路財源確保に関する意見書
地方道路整備促進のため、地方公共団体の道路財源強化などを要望した意見書を、市議会名で、総理大臣をはじめ関係大臣に提出。

報告事項

- ◆例月出納検査結果報告について（昭和五十四年度四月分、昭和五十五年四月、五、六月分）
- ◆日光観光開発株式会社の経営状況について
- ◆（財）日光市観光施設管理公社の経営状況について
- ◆国鉄日光線開通九十周年記念事業について
- ◆第三十五回国民体育大会秋季大会日程等について
- ◆人事院の給与勧告について
- ◆小来川歯科診療所開設について
- ◆野岩線建設について